

令和6年度
江戸川区地域公共交通計画業務委託

募集要領

令和6年4月
江戸川区 都市開発部

1. 募集の概要：

標記業務の受託者を募集します。受託者の選定については、公募型プロポーザル方式を採用します。審査方法については、書類審査(「9.プロポーザル提出書類」参照)のみによります。

詳細については、「8.選定方法」を参照してください。

2. 件名：

令和6年度 江戸川区地域公共交通計画業務委託

3. 委託期間：

契約日の翌日から令和7年3月28日までとします。

また、令和7年度予定の地域公共交通計画改定等に関する検討業務委託についても、業務執行成績及び予算成立等を条件に、本プロポーザルにて選定された事業者と契約の締結の継続を可能とします。

4. 提案内容：

当区は、令和3年3月に公共交通のマスタープランとなる「江戸川区地域公共交通計画」(以下、「地域公共交通計画」という。)令和4年3月に地域公共交通計画の実施計画として「江戸川区地域公共交通利便増進実施計画」(以下、「利便増進実施計画」という。)を策定しました。(利便増進実施計画は、令和4年6月に国土交通大臣の認定を取得)

こうした状況を踏まえ、江戸川区地域公共交通活性化協議会(以下、「協議会」という。)は、令和4~5年度に地域公共交通計画推進業務を実施し、これらの計画に位置付けられた公共交通施策について検討の深度化を図りました。

本業務は、地域公共交通計画、利便増進実施計画、令和4~5年度の地域公共交通計画推進業務の成果を踏まえて、交通ネットワークの拡充や公共交通の具体的なあり方、駅前広場の機能強化等の公共交通施策の更なる具体化を目的として、地域公共交通計画の推進と令和7年度末の改定に向けた検討を実施するものです。

提案に際しては、次の項目について具体的な提案を行ってください。

総合的な地域公共交通ネットワークの拡充を主とした、将来像の設定に関する提案
本区における公共交通の現状及び課題についての認識
駅前広場利用の改良・機能強化に向けた関係機関協議に関する提案
公共交通の情報提供及び利用促進に関する提案を含む、交通施策の具体的展開策に関する提案
地域公共交通計画改定に関する提案
地域公共交通活性化協議会の運営に関する提案

5. 業務内容：

(別紙1)委託仕様書(案)参照。

6. 予定金額：

上限金額 15,840,000 円(消費税含む)

予定金額には、本業務を行うに当たり必要な経費全てを含むものとします。

7. 応募条件：

- (1) 本業務委託への参加を希望するものは、期限(「8. 選定方法」参照)までに提案意思表明を行ってください。また、本業務委託への提案を希望する事業者は、以下の から の全ての事項に該当していることを条件とします。

地方自治法施行令(昭和 22 年政令 16 号)の第 167 条の 4 の規程による欠格条項に該当していないこと。

江戸川区登録業者の有無は問いません。ただし、本募集要領公表日から契約日までに本区の指名停止の措置を受けていないこと。

江戸川区物品等業者指名停止基準取扱要綱及び江戸川区建設工事等業者指名停止基準取扱要綱に基づく指名停止措置を受けている者又は各要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。

江戸川区公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は各要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。

会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は同法による改正前の会社再生法(昭和 27 年法律第 172 号)の適用を申請した者(更生計画の認可を受けた者を除く。)でないこと。

民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用申請をした者(再生計画の認可を受けた者を除く。)でないこと。

最近 1 年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

- (2) 本プロポーザルの参加者は、業務の担当を予定する管理技術者及び主担当技術者が、次に掲げる技術資格のいずれかを有することを条件とします。

- ・ 技術士(都市及び地方計画)
- ・ R C C M(都市計画及び地方計画)

- (3) 受託者は代理人の他、管理技術者及び主担当技術者を選任することを条件とします。

8. 選定方法：

- (1) 提案募集

事業者から提案書類の提出を受け、応募条件を満たす事業者を審査対象事業者とします。

提案意思表示明

- ・「参加申込書(様式 1)」を担当課連絡先(本要領 P6 記載)へメールにて申込みをしてください。
- ・参加申込書受理後に、地域公共交通計画推進業務に関する過年度資料を貸与しますので、参加申込書提出時に借用書(様式 1-1)もあわせて提出をお願いします。

【申込期限】令和 6 年 5 月 10 日(金)午後 3 時(必着)

参加申込書が到着しましたら、参加申込書に記載の電子メールアドレス宛に担当課(質問書の送付先となる電子メールアドレス)から到着確認の電子メールを送信します。確認メールが届かなかった場合に限り、担当課連絡先に電話で確認してください。

質疑・回答

- ・参加申込書の到着確認後、電子メールにて「質問書(様式 2)」を提出してください。
電子メールの件名は「(会社名)江戸川区地域公共交通計画業務委託プロポーザルに係る質問」としてください。
提出期限以降の質問や、電話または FAX 等での問い合わせ等については受け付けません。
- ・各事業者からの質問内容を取りまとめ、回答をすべての申込者に電子メールで送付します。

質問のあった事業者名は非公表とします。

【提出期限】令和 6 年 5 月 20 日(月) 午後 3 時(厳守)

電子メール受け取り後、担当課から送信元へ質問書到着確認の電子メールを送信します。提出期限日の午後 5 時までに確認メールが届かなかった場合に限り、担当課連絡先に電話で確認してください。

【回答期限】令和 6 年 5 月 23 日(木) 午後 5 時まで

提案書類の提出

- ・提出の前日(土日、祝日を除く)午後 5 時までに、提出日時を担当課連絡先へ連絡してください。
- ・「9. プロポーザル提出書類」に掲げる書類一式を担当課に持参し、提出してください。

【受付期間】令和 6 年 6 月 5 日(水) 午後 3 時(厳守)

(2) 審査

提出された提案書類を用いて、江戸川区都市開発部に設置された審査委員会(以下、「審査委員会」とする。)が、提案内容の優劣を「審査基準(別紙 2)」に基づき評価し、評価結果が最も高い事業者を最優秀者、第二位の事業者を次点者として選出します。

なお、本プロポーザルにおいては書類審査のみを実施し、プレゼンテーションやヒアリングは実施しません。

また、公平・公正な審査を確保するため、匿名審査とします。

(3)結果の公表及び通知

審査によって選出した最優秀者は、ホームページに掲載するとともに、全事業者について採否に関わらず審査結果を通知(文書発送)します。なお、選定結果の詳細(審査内容・選考過程等)についての問い合わせ及び異議の申し立てについては受け付けません。

【公表事項】最優秀提案者、及び最優秀提案者の総合評価点

(4)契約内容の調整と確認

最優秀者と契約内容の調整と確認を行います。

委託業務の仕様は、事業者の提案内容をもとに、担当課と事業者間で調整を行って決定します。また、本委託提案内容は本委託契約条項の一部と見なします。

なお、選定された最優秀者が特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出してください。

最優秀者との協議が不調となった場合、次点者と協議を行います。

(5)選定の取消し

次に掲げる場合、最優秀者決定後であっても、その決定を取り消すことができるものとします。

- ・事業者が前記「7.応募条件」の条件を満たさなくなった場合
- ・提案書類等に虚偽の記載又は内容に重大な誤りがあった場合

(6)スケジュール(予定)

日 程(令和6年)		項 目
4月	26日(金)	募集開始
5月	10日(金)	参加申込書の受付締切
	20日(月)	質問書の受付締切
	23日(木)	提案書受付開始、質問書に対する回答
6月	5日(水)	提案書の受付締切
	中旬頃	審査(書類審査)
	下旬頃	審査結果通知、受託事業者公表
	下旬頃	契約締結

9. プロポーザル提出書類:

提出書類は、下記の(1)、(2)のとおりです。また、提出書類は日本語で作成してください。

(1)企画提案書 13部

企画提案書

- ・A4用紙縦置き横書き(片面印刷)最大5ページ
一部A3判資料の折り込み可。その場合、片面印刷で上限は1ページとします。
- ・文字の大きさは11ポイント以上
実施体制書(様式3)

受託実績書（様式4）

受託見積額総括書、見積金額総括書、見積金額内訳書（様式5～様式5-4）

【綴じ方】

上記 ～ （表紙に社名記載あり）ホチキス止め 1部

上記 ～ （表紙に社名記載あり）クリップ止め 5部

上記 ～ （社名記載なし） ホチキス止め 7部

ホチキス：A4縦版の場合は左側に、横版の場合は上側に2箇所。

クリップ：いずれかの場所に1箇所

ファイリングや背表紙は不要です。

(2)次に掲げる ～ のデータ一式：1枚（CD-RまたはDVDメディア。ディスク表面に委託件名及び社名がわかるようにすること。）

上記（1）の提案書一式のPDFデータ（表紙は社名入り）

業務の担当を予定する管理技術者の技術資格（1）の確認ができる証明書の写し

業務の担当を予定する主担当技術者の技術資格（1）の確認ができる証明書の写し

事業者の本業務と同種業務または類似業務（2）の受託実績を確認できる契約書の鑑及び仕様書の写し

業務の担当を予定する管理技術者及び主担当技術者の本業務と同種業務または類似業務の受託実績を確認できる契約書の鑑、仕様書及び財団法人日本建設情報総合センターの業務実績情報サービス(TECRIS)における登録内容確認書の写し

1：管理技術者及び主担当技術者の技術資格は「7.応募条件」参照)

2：同種業務とは地域公共交通計画に係る検討業務を実施した実績とします。また、類似業務とは、地域公共交通網作成計画または地域公共交通総合連携計画に係る検討業務を実施した実績とします。

10.提案内容の評価：

「審査基準(別紙2)」のとおりとします。

11.提出物の取り扱い：

(1)提出書類の著作権については、各々の作成事業者に帰属するものとしますが、公表・展示、その他の理由で区が必要と認めるときには、区はこれを無償で使用できるものとします。また、提出された書類は、理由を問わず返却しません。

(2)提出書類作成に要する費用及び本募集の参加に要する費用は、参加者負担とします。

(3)参加表明書を提出した後、区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

12.辞退について：

参加表明書類提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとし、届出の様式は自由で

す。また、企画提案書の受付締切り期日までに提出がなかった場合も辞退とみなします。
ただし、貸与資料については、すみやかに担当課へ返却してください。

13.その他:

- (1)手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本円、日本標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とします。
- (2)契約保証金は、免除とします。
- (3)関連情報を入手するための照会窓口は、本要領 P6 記載の「担当課連絡先(提出先)」のとおりです。

【担当課連絡先(提出先)】

江戸川区都市開発部まちづくり調整課交通調整係

住所：江戸川区中央1-4-1(江戸川区役所第三庁舎)

電話：03-5662-1103(直通)

FAX：03-5607-2267

メールアドレス：machi-cyousei@city.edogawa.tokyo.jp